

行政監査の結果

社会福祉法人福祉楽団に対する監査

実施されませんでした。

訪問介護ステーション 杜の家やしおに対する監査

実施日	2013年10月15日
根拠法令	障害者総合支援法 第11条第2項
対象事業	居宅介護、重度訪問介護、同行援護
実施官庁	埼玉県
実施場所	特別養護老人ホーム 杜の家やしお（埼玉県八潮市鶴ヶ曾根 567 番 1）
監査結果	以下のとおり

指 導 事 項	回 答 欄
介護給付費の額に係る通知等について 条例第24条第1項により、法定代理受領により市町村から介護給付費の支給を受けた場合は、利用者に対しその額を通知して下さい。	介護給付費については、法定代理受領により市町村から支給を受けておりましたが、その額について利用者の方に通知することを当法人が把握しておりませんでした。当法人が今まで実施してきた介護保険事業においては、介護保険法施行規則第65・78・82条に則り発行してきた領収書の中に、介護保険サービス使用にかかる明細も記載することでその支給量も同時に通知してきました。その為、別途その支給量を通知することを必要とせず、障害福祉サービスについても同様の対応としてきました。今回の指摘を受け、平成25年10月15日以降に支給を受けた分（平成25年8月以降の利用分）より、法定代理受領額について利用者の方に通知を行っています。また、これより以前の代理受領額についても、サービス提供を開始した平成24年10月利用分まで遡って通知するようにしています。
業務管理体制の整備について 法第51条の2の規定により、法人の法令遵守責任者を選任し、厚生労働省にその氏名等、業務管理体制の整備に関する事項を届け出てください。	介護保険サービス事業においては、平成21年10月26日付けにて法令遵守責任者選任の旨を届出し、事業の適正な運営に努めてまいりました。法人内においては、障害福祉サービスについても介護保険事業と同様の体制とし、業務管理体制の整備を行ってきたものの、その旨の届出は当法人が千葉県香取市にて実施している就労継続支援A型事業所に限ったものとなっております。今回の指摘を受け、法人内の障害者総合支援法による全事業について、平成25年11月18日付けにて厚生労働省へ「障害者総合支援法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書」を提出し、引き続き事業の適正な運営に努めることとしています。

訪問介護ステーション 杜の家に対する監査

実施日	2014年1月17日
根拠法令	介護保険法 第24条及び、障害者総合支援法 第11条及び第81条
対象事業	訪問介護・介護予防訪問介護 居宅介護・重度訪問介護・同行援護
実施官庁	千葉県
実施場所	特別養護老人ホーム 杜の家（千葉県香取市岩部 869 番 60）
監査結果	以下のとおり

指 導 事 項
報告を要する指摘事項及び報告を要しない指摘事項ともに、特になし。

就労継続支援A型事業所 栗源協働支援センターに対する監査

実施日	2014年1月17日
根拠法令	障害者総合支援法 第11条及び第81条
対象事業	就労継続支援 A 型
実施官庁	千葉県
実施場所	栗源協働支援センター（千葉県香取市沢 2459 番 1）
監査結果	以下のとおり

指 導 事 項
報告を要する指摘事項及び報告を要しない指摘事項ともに、特になし。

特別養護老人ホーム 杜の家やしおに対する監査

実施日	2014年2月17日
根拠法令	老人福祉法第18条第2項及び、介護保険法第24条1項
対象事業	特別養護老人ホーム
実施官庁	埼玉県
実施場所	書面監査
監査結果	以下のとおり

報告を要しない指摘事項	当法人の見解
勤務表について、常勤・非常勤の別、ユニットリーダーを明確に記載してください。	勤務表は、日常の「見やすさ」「わかりやすさ」を考慮し、ユニットリーダーなど役職を記載することはしておりません。監査時に提出する勤務表については、今後、客観的に指摘の事項がわかるように記載したものを作成します。 なお、ユニットリーダー等については法令に則って適切に配置しております。
重要事項説明書について、事故発生時の対応を記載してください。また、入居者の通院は介護サービスの一環として行われるものであり、遠方の医療機関への入院等に係る交通費実費を除き費用は徴収できませんので、「通院にかかわる送迎サービス」の記述を改めてください。	事故に対する対応方法については、県から示されている事故対応方法に加え、法人内にてさらに詳細な事故レベルを定め対応しております。重要事項説明書には、「事故発生時の対応」といった項目を定めるかどうかについては、法人内で協議し適切に対応してまいります。 「遠方の入院等に関わる交通費実費」については、法令により実費相当分の費用は利用者に請求ができることとされているため、当法人においても、「通院にかかわる送迎サービス」を設定しております。ただし、どこからが「遠方の」に該当するのかについては、法令でも明確な基準は示されておりません。当法人が現在、利用者に請求している内容に法令に反するものはないと認識しておりますので、重要事項説明書等への記載や説明については、法人内で協議し、適切に対応してまいります。